

令和7年度保健師中央会議
行政説明 資料9

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について

厚生労働省 社会・援護局

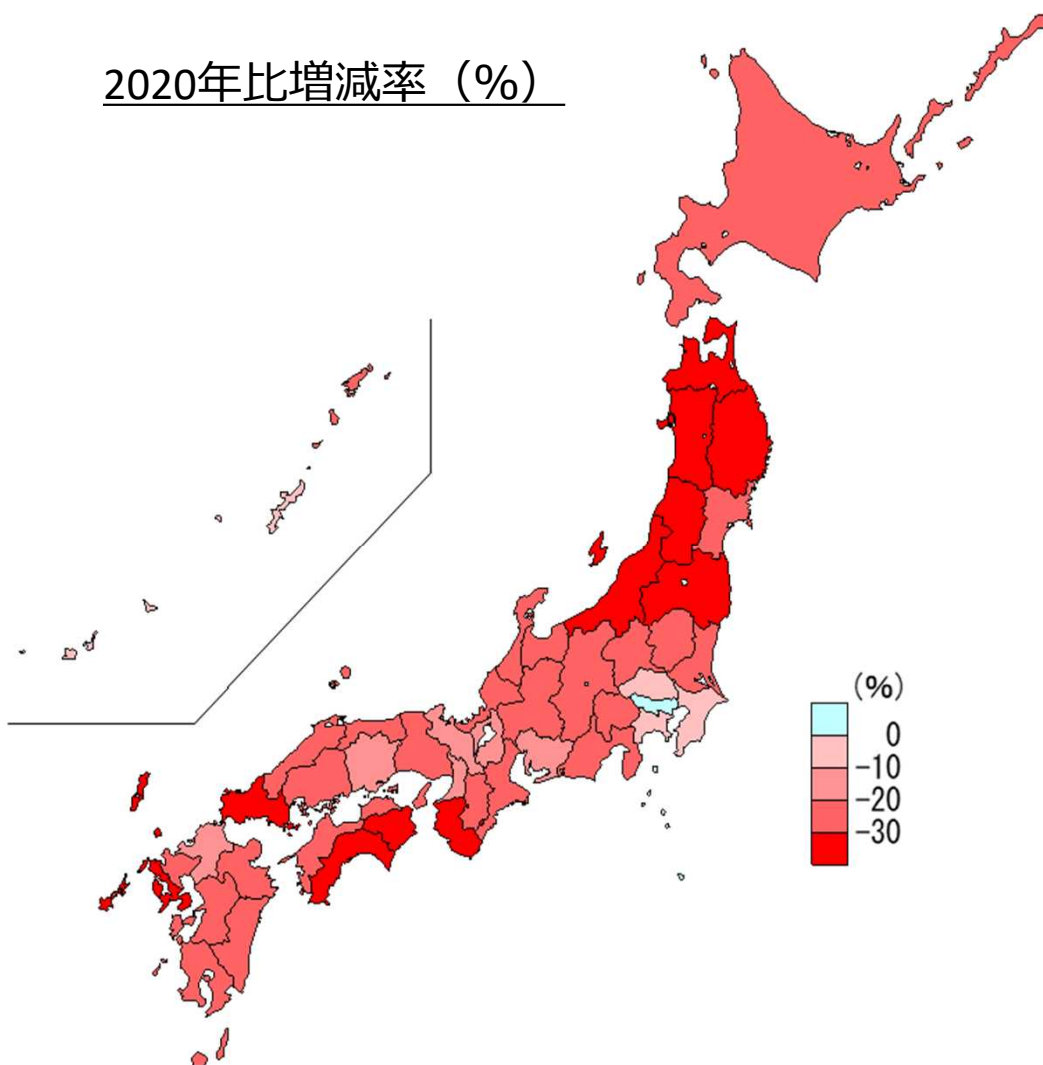
地域福祉課 地域共生社会推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

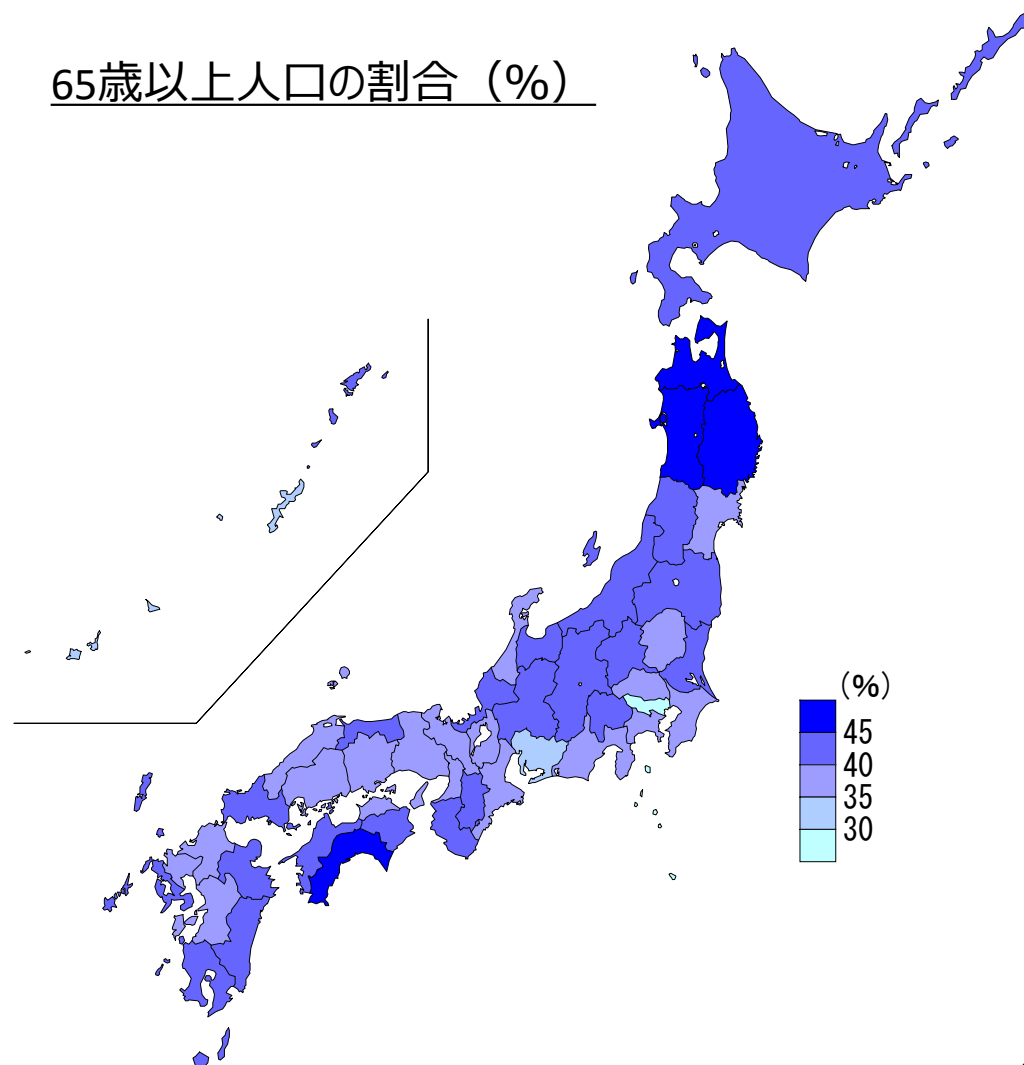
2050年の将来推計人口（都道府県）

- 人口は、2020年比で平均して2割減（東京都のみ増加）
- 高齢化率は、25道県で40%超

2020年比増減率（%）

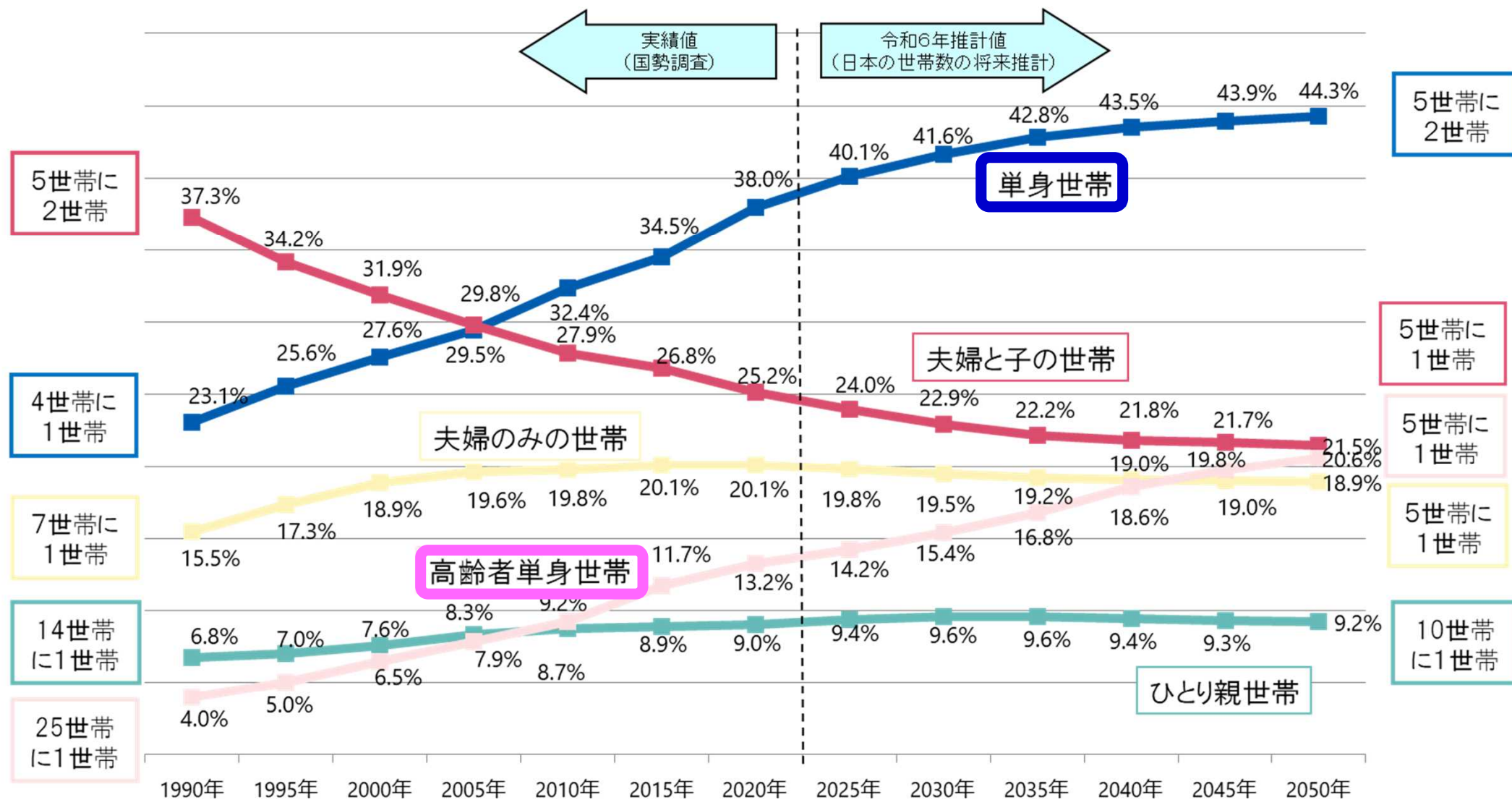


65歳以上人口の割合（%）



世帯構成の推移と見通し

単身世帯、高齢者単身世帯（※1）ともに、今後とも増加が予想されている



（出典）総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（令和6年推計）」

（※1）世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

（※2）全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、35.2%（2020年）から45.1%（2050年）へと上昇。

（※3）子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

地域共生社会の実現に向けて

現状	○ 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。 ○ 加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれている。
目指すべき社会	・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会 ・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会 の2つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指す。



地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制(※)の整備に努めることを義務づけ

(※) 以下、3点の機能を有する体制

- ① 地域住民同士が支え合う機能
- ② 支援関係機関が連携して支援を行う機能
- ③ 地域住民と支援関係機関をつなぐ機能

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

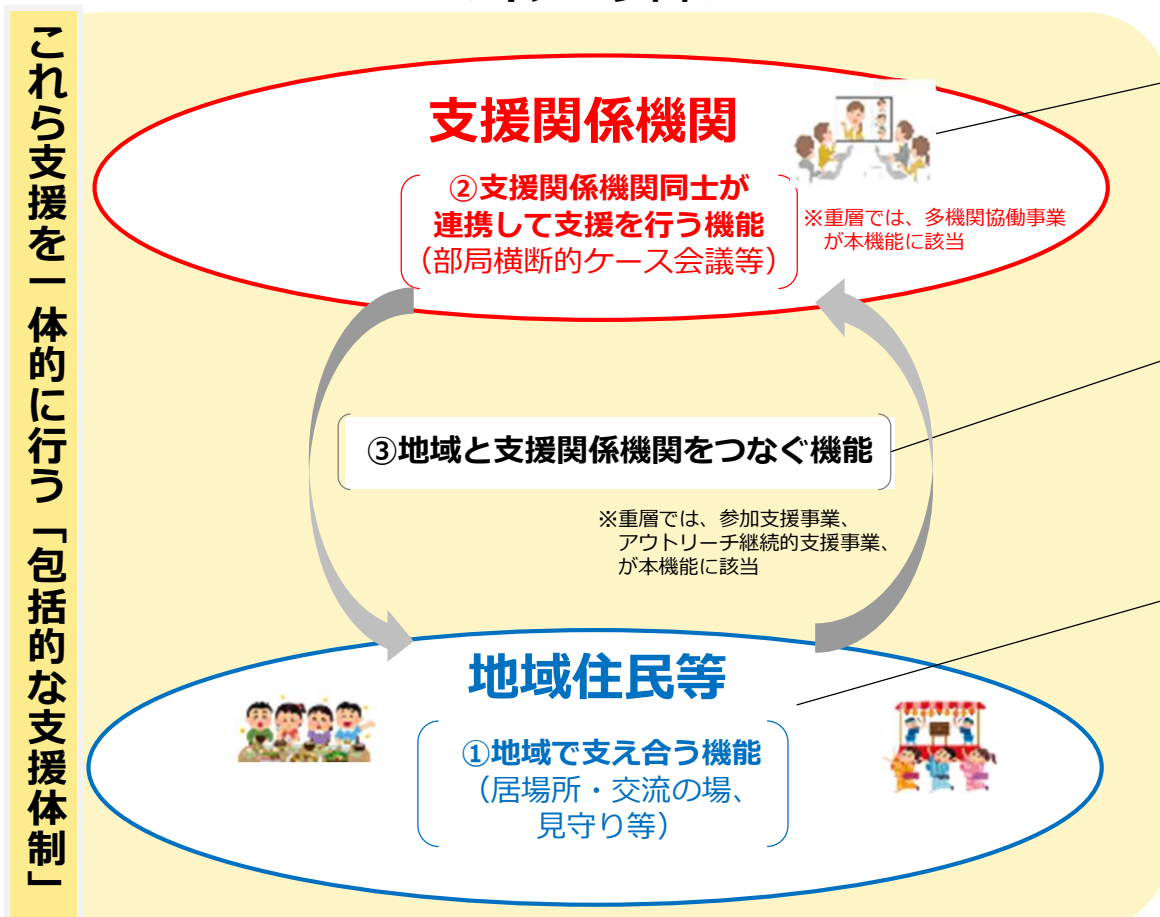
(任意事業：全国473箇所(R7年度予定))

包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3）

イメージ

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。
(※) 社会福祉法第106条の3 柱書の規定
市町村は、地域の実情に応じた次に掲げる施策（1～3号）の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要。
- 重層的支援体制整備事業は、この体制を整備するための事業であり、人口減少と担い手不足が深刻な地域においては、①地域で支え合う機能や、③地域と支援関係機関をつなぐ機能が特に重要となる。

《イメージ図》



《現行条文との関係》

◎ 106条の3 第1項第3号

三 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第2号後段

二 地域住民等が（中略）、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第1号・2号前段

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、（中略）に関する施策

(注1) 地域住民等：地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（4条2項）

支援関係機関：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（4条3項）

(注2) 包括的相談支援事業と地域づくり事業は重層を実施しているか否かに関わらず、実施されるものであるため記載省略

重層的支援体制整備事業

社会・援護局地域福祉課
地域共生社会推進室
(内線2289)

令和7年度当初予算	【包括的相談支援事業】	496億円 (374億円)
	【地域づくり事業】	167億円 (116億円)
	【多機関協働事業等】	56億円 (53億円)

※ () 内は前年度当初予算額
※ 令和6年度補正予算額：2億円

1 事業の目的

- 社会福祉法第106条の3において、市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）」の整備に努めることとされている。
- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する手段の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。
⇒ これまで高齢・障害・子ども・生活困窮それぞれの分野で実施されていた相談支援や地域づくりに係る既存制度等を最大限に活用することを前提に、これらだけでは十分に対応ができなかった支援ニーズを把握した上で、その課題を解決し、人口減少社会にあっても包括的な支援を行い続けるための「体制を整備する」ことを目的とする。

2 事業の概要（以下の全ての取組を実施）

包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止める。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

地域づくり事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

多機関協働事業等

- 単独の相談支援機関では対応が難しい者へのアセスメントや支援プラン作成、重層的支援会議の開催による関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行う。（多機関協働事業）
- 制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、関係機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等を行う。（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
- 社会とのつながりが希薄化している者に対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。（参加支援事業）

3 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合

- ・ 多機関協働事業等について、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ・ 包括的相談支援事業及び地域づくり事業については、各法に基づく補助率・負担額を維持

実施市町村数

- ・ 令和3年度：42
- ・ 令和4年度：134
- ・ 令和5年度：189
- ・ 令和6年度：346
- ・ 令和7年度：473（予定）

地域共生社会の在り方検討会議 概要

①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

③構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	田中 明美	生駒市特命監
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	原田 正樹	日本福祉大学学長
鍋木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
		（座長）宮本 太郎	中央大学法学部教授

④開催状況・今後のスケジュール

令和6年6月27日：第1回、7月29日：第2回、8月21日：第3回、9月30日：第4回、10月29日：第5回、11月26日：第6回、12月26日：第7回
令和7年1月31日：第8回、3月27日：第9回、5月20日：第10回（中間取りまとめ（案））、5月28日：中間とりまとめ公表
（以降、関係審議会での議論）

- ◆ **人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ**、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で**、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、**包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し 等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

地域共生社会の在り方検討会議 中間取りまとめ（令和7年5月28日）（抜粋）①

1. 地域共生社会の更なる展開に向けた対応

（2）包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方

① 包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業

【対応の方向性】

（ⅰ）市町村における包括的な支援体制の整備

- ・ 包括的な支援体制の整備については、法において全ての市町村に対する努力義務として規定されており、改めて、全国どここの地域であつても支援を必要とする方が誰も取り残されることのない包括的な支援体制の整備を図ることを再確認する必要がある。
- ・ これを進めるため、全ての市町村に対して、国・都道府県による伴走支援を行うとともに、法に規定する支援会議の活用や重層的支援会議のような枠組み等を重層的支援体制整備事業を実施せずに包括的な支援体制を整備している市町村にも拡大し、市町村の実情に応じた体制整備の支援を行う必要がある。
- ・ また、全ての市町村が包括的な支援体制の整備に取り組むことができるよう、その趣旨を分かりやすく示すほか、地域を共に創る（共創）必要性も示すとともに、取り組むに当たって参考となるような整備手法を国において示す必要がある。これに伴い、地域づくりが進んでいないという実態等も踏まえ、包括的な支援体制整備に関する指針等において、地域づくりを進めるために重要な要素等を示す必要がある。
- ・ 生活困窮者自立支援制度は、制度の狭間を生まないための包括的な支援制度の構築を理念として創設されたものであることを踏まえ、包括的な支援体制の整備に当たっては、同制度が特に重要な役割を持つものであること及び同制度の生活困窮者には身寄りのない高齢者等を含め、支援が必要な者が幅広く含まれることについて、法令上の規定の整備の検討を進めていく必要がある。その際、医療・保健分野等との連携体制を構築している地域包括ケアシステムとの連動を図ることも必要である。
- ・ その上で、将来的には、全ての市町村において包括的な支援体制の構築が図られることを念頭に、生活困窮者自立支援制度を中心に介護保険制度などの既存制度を活用する中で連携体制の強化により構築する方法（以後、「既存制度活用アプローチ」とする^{19.}）と過疎地域等における柔軟な仕組みにより包括的な相談支援や地域づくりを構築する方法（以後、「機能集約化アプローチ」とする。）により推進していく必要がある。
- ・ （既存制度活用アプローチ、機能集約化アプローチ）いずれのアプローチで推進していく場合であっても、市町村が必要な取組を効率的・効果的に進めることができるよう、制度の持続可能性の観点には留意しつつ、機能や実施する取組に応じた財政的な支援を行う必要がある。

19 既存制度活用アプローチは、生活困窮者自立支援制度を中心に構築する場合のほか、地域包括ケアを中心に構築することも考えられる。

地域共生社会の在り方検討会議 中間取りまとめ（令和7年5月28日）（抜粋）②

1. 地域共生社会の更なる展開に向けた対応

（2）包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方

① 包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業

【対応の方向性】

（ii）過疎地域等の包括的な支援体制の整備に向けた柔軟な仕組み

- ・ 過疎地域等の小規模な市町村²⁰において、実情に応じた体制の構築を進める観点から、現行の重層的支援体制整備事業とは別に、既存の相談支援・地域づくり機能を一体的に実施しやすくする柔軟な仕組みにより包括的な支援体制を整備することを可能とした上で、この仕組みを使う場合には、地域住民等との自主的な活動などとの連携協働と合わせて取り組むことが必要である。
- ・ この仕組みを活用する市町村に対しては、機能や実施した取組に対して支援を行う必要がある。あわせて、国や都道府県は、市町村の実情を踏まえながら、こうした仕組みの導入支援をしていく必要がある。
- ・ その際、この仕組みに移行するか否かについては、市町村の希望によることとし、移行に当たっては、地域の潜在的なニーズや地域資源の把握・分析や地域住民や様々な関係者と丁寧に検討を行うため、十分な期間をとることも可能とする必要がある。
- ・ 対象となる市町村においては、単独で必要な人材の確保が困難となることも想定されることから、必要に応じて都道府県が後方支援事業の一環として必要な人材派遣を行うほか、圏域単位での専門性の高い人材の確保等ができるようにする必要がある。

（iii）都道府県における包括的な支援体制の整備

- ・ 都道府県における包括的な支援体制の整備に係る責務を再確認するとともに、精神保健や児童虐待、難病等の相談支援の実施主体として市町村の包括的な支援体制の整備と連携する必要性を明確化する必要がある。
- ・ これまで都道府県において後方支援として実施している研修や情報提供等に加え、アドバイザー派遣や市町村ごとの伴走支援を強化していくとともに、都道府県において地域住民等の地域への参画を進めるための勉強会等を実施する必要がある。また、その際、都道府県の実施する市町村支援に資するよう、国においては実践自治体や専門家等を都道府県に紹介するなどの都道府県に対する支援も必要である。

20 対象となる市町村は、人口規模のみで決定するのではなく、この仕組みを必要とする市町村を対象とできるよう検討する必要がある。

地域共生社会の在り方検討会議 中間取りまとめ（令和7年5月28日）（抜粋）③

1. 地域共生社会の更なる展開に向けた対応

（1）地域共生社会の理念・概念の再整理、更なる展開に向けた連携・協働

③ 福祉以外の分野との連携・協働

【現状・課題等】

- 地域住民の生活課題は、福祉分野のみで完結しておらず、社会・経済活動などが行われる中で、多様な分野にわたる課題が生じており、福祉分野にとどまらず様々な分野が密接に関連している。幅広い関係者との連携・協働を進めることで、地域社会の持続的な発展に寄与するとともに、地域住民の生活を支えることになることから、福祉以外の多様な分野と連携・協働を進めていくことは、地域共生社会の実現に当たって、極めて重要な視点である。
- 他方で、この間の取組について、包括的な相談体制の構築は進んできているものの、地域側で支援の必要な方を受け止めていくための地域づくりの取組ができていない・進んでいない状況がある。また、地域づくりを進めていくために必要となる他分野との連携について、自治体へのアンケート調査においては、連携先としては、福祉分野が多く、地方創生・まちづくり、商工・農林水産といった分野と連携している市町村は少ないといった結果がある。

【対応の方向性】

- このため、以下について、対応を進めるべきである。
 - ・ まちづくり・農業・住まい・交通・消費者行政・防災・司法等の他分野とのそれぞれの役割を踏まえた連携・協働を推進するため、法令上の規定の整備の検討を進めていく必要がある。
 - ・ さらに、福祉以外の分野との連携・協働について、具体的な取組を進めるため、都道府県による支援を強化することや、地域運営組織（RMO）や指定地域共同活動団体との連携・協働などによる、福祉以外分野とも連携・協働した住民主体の地域づくりと包括的な支援体制の整備を繋げていく必要がある。
- また、前提として、地域共生社会の推進に当たっては、前述のとおり、福祉以外の分野との連携・協働が不可欠な要素であることから、地方創生など政府全体として取り組む政策に位置づけ府省庁横断的に取り組むことが重要である。

1. 地域共生社会の更なる展開に向けた対応

（２）包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方

① 包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業

【対応の方向性】

（iv）重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた取組

- ・ 重層的支援体制整備事業は、既存制度活用アプローチや機能集約化アプローチにより包括的な支援体制の整備を進めるための、1つの手段・推進策として利用可能な事業であることを再確認し、事業を実施することが包括的な支援体制の整備とイコールではないことを改めて関係者間で共通認識とする必要がある。
- ・ 加えて、重層的支援体制整備事業は、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり」を一体的に行うことについて、改めて、関係者間で共通認識とする必要がある。
- ・ その上で、重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、各地域において、十分な対話や地域資源・ニーズの把握・分析等を行った上で、包括的な支援体制の整備のために必要か否かを地域住民や関係者と合意の上で進めていくことが重要であり、市町村が責任をもってそのプロセスを実施していくことが必要である。
- ・ その際、必要なプロセスとして、多様な地域の関係者との対話、現状の地域資源の把握と見える化、地域における既存制度・事業で対応できないとされる対象者の把握等が考えられ、こうした考え方を国において整理・具体化して、示す必要がある。
- ・ 重層的支援体制整備事業はあくまで事業であり、包括的な支援体制の整備に向けた具体的な対応を進めていくことが重要であり、単に体制を置くことに対して支援をするのではなく、機能や実施した取組に応じた支援をする仕組みに見直す必要がある。
- ・ また、重層的支援体制整備事業は、常に検証・見直しを行い、改善に繋げていくため、定期的な検証・見直しが適時適切になされるよう、法令上の規定の整備の検討を進めていく必要がある。
- ・ さらに、事業の実施に当たっての目標・評価設定・その達成状況の確認を行うための具体的な考え方を示した上で、市町村の地域住民の生活課題の解決により一層資する取組を機能面や取組面で評価する仕組みと改める必要がある。
- ・ その際、国において、目標・評価設定、その達成状況を適切に評価出来るよう事業の実施状況など、一定の基準に基づき全国で比較可能なデータを把握できるような方策を講じるとともに、そうしたデータに基づき市町村が適切な評価指標を設定できるような手法を検討することが必要である。
- ・ 国においては、この検討のため、必要な調査研究を行うとともに、具体的な検討に当たっては、自治体（委託先の事業者等を含む）や研究者等の意見も聴く必要がある。

2040年に向けた地域共生社会の更なる展開の方針（イメージ）

包括的な支援体制の整備（106条の3）

既存制度活用アプローチ

○生活困窮者自立支援制度を中心に関係制度・事業の連携を強化していくアプローチ（注1）

機能集約アプローチ（特例制度創設） （当面は中山間・人口減少地域を対象）

○関係制度・事業を市町村の体制に合わせて集約化していくアプローチ（注2）



将来の方向

地域との連携・協働機能強化に向けた取組

○相談対応人材の共通化、地域づくりを担う人材の一本化
○地域住民の参画を促す取組等の支援

重層的支援体制整備事業（106条の4）⇒ 包括的な支援体制（106条の3）を整備するためのツール

（注1）高齢・こども・障害・生活困窮分野の相談支援や地域づくり事業などを活用しつつ、生活困窮を中心に、連携を強化。（地域の実情に応じて、地域包括ケアなどを中心に据えることも可能）

（注2）高齢・こども・障害・生活困窮分野の相談支援や地域づくり事業の配置基準を見直し、集約化（詳細な制度設計は今後調整）

参考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）

第3章 地方創生2.0の起動

6. 政策パッケージ

（1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

④多様な人々が活躍する地域社会の実現

i. 包括的な福祉等の支援体制の構築による地域共生社会の実現

地域共生社会³²の構築に向け、市町村における包括的な支援体制の整備を進める。具体的には、包摂的な生活困窮者自立支援制度を基軸に相談対応の一体的実施や地域づくりの機能強化（相談対応人材の共通化や地域づくりを担う人材（コーディネーター）の一本化など）を図るとともに、労働者協同組合、地域運営組織（RMO）、指定地域共同活動団体等の福祉以外の幅広い他分野との連携・協働を進めるなどして、地域の互助機能の強化に向けて地域住民の参画を促す取組を展開する。また、高齢化等を背景とした地域社会における担い手不足について、多世代・横断的な担い手と地域課題をマッチングする仕組みの構築を推進する。

特に担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する中山間・人口減少地域では、新たに、高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改革³³を実施し、モデル事業を通じて地域での事例を蓄積し、他の地域へ展開する。

【当面の目標：制度的対応について2025年度中に結論】

32 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を指す。

33 高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準等の見直しや、地域との連携・協働機能強化のための支援の実施等について、社会保障審議会等において必要な検討を実施。

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

4. 国民の安心・安全の確保

（7）「誰一人取り残されない社会」の実現

（共生・共助）

国民一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な地域共生社会を実現する。全国で必要な介護・福祉サービスを確保するため、外国人を含む人材確保対策を進める。ヤングケアラー、ワーキングケアラーなど年代や就労の有無を問わず、ケアラーへの地方公共団体の取組を支援するとともに、NPO等民間団体と連携した若者支援を推進する。多世代参画の下、多様な主体が連携し地域社会の課題解決に横断的に取り組むためのプラットフォーム¹⁸⁰の構築や生活困窮者自立支援制度を軸とした包括的な支援体制の整備を推進する。

貧困の連鎖を防ぐためのこどもの学習・生活支援や住まいと暮らしの安心を確保するための居住支援を始め、生活困窮者自立支援制度の機能を強化する。生活保護制度が役割を果たし続けるため、制度の理解促進と適切な運用確保、自立に向けた就労・就学支援、デジタル化を通じた適正受診・健康管理の推進や現場の業務負担軽減・体制確保など、必要な施策を推進する。生活扶助基準の次回見直しに向け、一般低所得世帯の消費データの充実・活用に取り組み、社会経済情勢等の動向を踏まえた必要な対応を検討する。

180 地域運営組織（RMO：Region Management Organization）を含む。

多分野の連携・協働に関する現行の規定

- 第6条では福祉以外分野との連携・協働が規定されているが、包括的な支援体制の整備には特段の規定がない。
- 告示や通知においては、福祉以外の分野との連携・協働については、簡潔に記載されている。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」

（平成29年厚生労働省告示第355号）

第四 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

二 留意点

誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現に向けては、これまで「支えられる側」であった人が、「支える側」にも変化し、年齢や属性、状態像にかかわらず、その人らしく生活できる地域をつくっていく視点が重要であり、そのためには、福祉分野と福祉以外の分野との協働を通じた、働く場や参加する場の創造に向けた取組が求められる。

また、支援関係機関等の協働による支援体制の整備を進めるに当たっては、分野を超えた課題に対応するため、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の補助金等の柔軟な活用も有効であると考えられる。

「「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」

〔令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知〕

はじめに ○ 法第6条第2項に規定されているように、いわば、福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画等も含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」が循環し、相互に支える、支えられるという関係ができることが、地域共生社会の実現には不可欠であると考えられる。

多分野連携・協働の取組（連携通知対象施策一覧）

（令和6年9月30日時点）

- 福祉分野や福祉以外分野との連携・協働を図るため、関係省庁等と連名で通知を発出。
- 市町村におけるそれぞれの所管部署間の相互理解の促進を図ることや、連携が考えられる施策、重層的支援体制整備事業の各事業における連携の具体例等を示し、連携の促進を図っている。

【令和3年3月29日付け】

- ・ ひきこもり支援
- ・ 自殺対策
- ・ 児童福祉制度・DV被害者支援施策等
- ・ 公共職業安定所等
- ・ シルバー人材センター
- ・ 生涯現役促進地域連携事業
- ・ 水道事業
- ・ 保護観察所等
- ・ 地域定着促進事業
- ・ 教育施策
- ・ 子供・若者育成支援施策

【令和3年3月31日付け】

- ・ 高齢者向け施策
- ・ 障害保健福祉施策
- ・ 子ども・子育て支援施策
- ・ 生活困窮者自立支援制度
- ・ 生活保護制度
- ・ 成年後見制度利用促進に係る取組
- ・ 社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等

【令和3年4月1日付け】

- ・ 地域若者サポートステーション事業

【令和3年10月1日付け】

- ・ 消費者安全確保地域協議会制度（消費者庁）
- ・ 地域力創造施策（総務省）

【令和3年12月1日付け】

- ・ 地方創生施策（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室）

【令和4年3月1日付け】

- ・ 農林水産施策（農林水産省農村振興局）

【令和4年6月30日付け】

- ・ 地域循環共生圏（環境省）

【令和6年6月24日付け】

- ・ 孤独・孤立対策（内閣府孤独・孤立対策推進室）

【令和6年7月18日付け】

- ・ 犯罪被害者等施策（警察庁）

多分野との連携・協働に関する市町村の課題認識と連携分野

- 多分野との連携・協働に関して、市町村からは、「他分野との連携の必要性の認識不足」、「まちづくり部局との連携の必要性」などの課題があげられている。
- 連携先としては、福祉分野が多く、地方創生・まちづくりや商工・農林水産といった分野と連携している市町村は少ない。
(注) 多機関協働事業における連携分野であるため、個別支援の連携先を想定した回答であることに留意が必要。

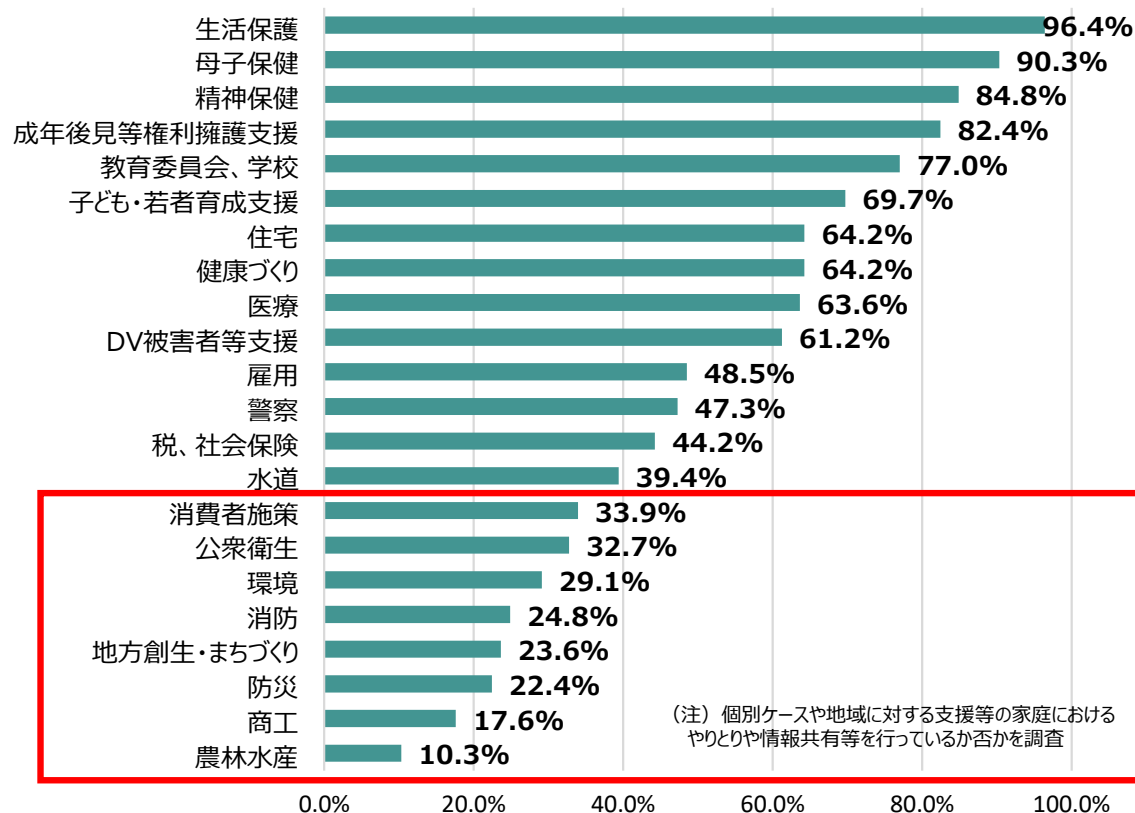
市町村からの主なコメント（調査研究事業より）

- ・ 他分野の課題を知る機会が不足し、**連携の必要性が認識されていない**（業務の縦割り）
- ・ 庁内においてもなかなか縦割り意識が抜けない。
- ・ **重層事業や地域共生社会の担当だけではなく、関係分野の職員が自分の仕事の一部としてとらえ、一体となって包括的な支援体制の整備に向けて取り組める組織づくりが肝なのではないか**と感じている。
- ・ 県や市町村それぞれの行政内でも、**福祉部局だけでなく、まちづくり部局を含めて検討する等様々な部局を巻き込んで地域づくりを進めていく必要がある**。
- ・ **地域資源とのつながりづくり**を苦手とする行政職員は多い。

- 令和4年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域共生社会の実現に向けた「地域づくり」への取組に関する調査研究事業」
「「地域づくり」推進のための手引き～地域共生社会の実現に向けて～」(株式会社Ridilover)
- 令和6年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域共生社会の実現に向けた分野横断的な地域づくりの手法に関する調査研究」による
都道府県アンケート調査（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）(速報値)

連携している分野

- ・ 令和5年度に重層的支援体制整備事業を実施していた市町村のうち、調査に回答した165市町村において、多機関協働事業で連携や調整を行っている分野とその分野と連携・調整を行っている市町村の割合



重層的支援体制整備事業 実施にあたってのプロセス①（指針の規定）

- 指針において、重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、実施に向けての「プロセス」が重要であることを規定。
- あわせて、事業開始後も支援体制全体の状況把握や地域分析の上で、意見交換を継続し、見直しを図っていく重要性も規定。

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針

二 包括的な支援体制の整備に向けた検討プロセス

重層的支援体制整備事業を実施する際には、市町村は、当該事業の下での体制整備の方針や、体制整備を進める際の具体的な工程等について、地域住民や支援関係機関と議論を行い、意識の共有を図ることが重要である。このため、庁内の関係部局と一層の連携を図るとともに、支援関係機関をはじめとする庁外の幅広い関係者とも議論を積み重ねること等が求められる。また、重層的支援体制整備事業開始後も支援体制全体の状況の把握や地域分析を随時実施し、それらをもとに支援関係機関等での議論や意見交換を継続し、より適切な支援体制の整備を目指して見直しを行っていくことも必要である。当該支援体制の見直しに当たっては、第五の三の重層的支援体制整備事業実施計画の見直しと併せて実施し、計画上で「見える化」を図ることも効果的である。

三 重層的支援体制整備事業実施計画

実施市町村は、法第百六条の五の規定に基づき、本指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、当該事業の提供体制に関する事項を定める重層的支援体制整備事業実施計画(法第百六条の五第一項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画をいう。以下同じ。)を策定するよう努めることとされている。

重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、包括的な支援体制の整備に向けた各実施市町村の方針について、地域住民や支援関係機関と議論を行うプロセスに意義があることから、重層的支援体制整備事業実施計画の策定過程を通じ、地域住民が抱える課題を踏まえ、地域住民や支援関係機関と議論を行い、事業実施の理念や目指すべき方向性についての認識の共有を図ることが重要である。

また、重層的支援体制整備事業に対する補助は、既存事業に係る国及び都道府県の補助を交付金として一体で交付することとしているが、当該交付金を適切に執行するためにも、各分野の支援関係機関が事業実施に関して共通の認識を持った上で重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、当該計画に基づく事業実施を行い、評価・検証を行い、その結果を踏まえ必要な見直しを行うといったPDCAを実施することが重要である。

このように、重層的支援体制整備事業実施計画は、法律上は実施市町村の努力義務とされているが、本指針の内容及び策定ガイドラインの内容を十分踏まえ、策定を進めることが望ましい。

重層的支援体制整備事業 実施にあたってのプロセス②（通知の記載）

「重層的支援体制整備事業の実施について」
（令和5年8月8日厚生労働省社会・援護局
長ほか連名通知）より作成

○ 重層的支援体制整備事業実施要綱において、同事業の実施にあたっては、実施に向けての「プロセス」が重要であることを明示。

1. 重層的支援体制整備事業実施に係る心構え

・ 重層的支援体制整備事業においては、市町村内の各種施策に係る支援関係機関等が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要。このためには、地域住民や支援関係機関等との間で意見交換や対話を繰り返し、目的意識を共有するといったプロセスが必要不可欠。他方、このプロセスを経ぬまま、重層事業に必要な形式的要件を具備することや、支援会議や重層的支援会議の設置を優先すると、関係者の負担感ばかりが増幅し、体制構築が進まず、実際にも以下のような事例が報告されている。

- ・ 会議体を開催してはみたものの、その場限りの関係性にとどまってしまう、連携・協働の体制として発展していかない。
- ・ 重層事業を構成するすべての取組の実施に至ったものの、各分野別個の支援に留まっており、支援ニーズを踏まえた新たな発想が生まれない。

・ 重層事業とは、既存の業務の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係機関単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、「チーム」として支援していく仕組みである。

・ 各市町村における重層事業の担当部署・担当者は、既存の支援の関係機関等を支援するいわゆる「支援者支援」の機能を担うべきであって、個別の対象者への支援や、地域活動を一手に担ってしまうことは、決して望ましくない。特に、いわゆる「支援困難ケース」の担当部署となり、担当者が孤立し疲弊するような状況になってしまうと、重層事業本来の意義が失われる結果となりかねないことに留意が必要。全ての市町村では、こうした点を十分に認識し、庁内における組織的な検討作業、庁外の関係者との関係性づくりのいずれにおいても、丁寧に合意形成を図ることを旨としてほしい。

2. 重層的支援体制整備事業実施に向けて必要なプロセス

（１）なぜ「わがまち」に重層事業が必要なのかの理解

人口減少が進展し、行政のリソースも減少することが想定される中、将来の「わがまち」において複雑化・複合化した支援ニーズにアプローチしていくためにどのような支援体制や社会資源が求められるのか、検討を経た上で重層事業を実施することが重要。このためには、まずは「わがまち」の目指す将来を想像し、現状の地域活動や住民同士のつながりなども勘案した上で、重層事業を活用して包括的な支援体制を構築することの必要性について、庁内外で理解を得ておくことが必要である。

（２）「重層的」な取組を行うことの合意

体制を構築するためには、まずは庁内外において、以下の観点から「重層的」な取組を行うことへの合意を得る必要があります、これを経ずに実施すると、重層事業により各分野や支援関係機関間の新たな「押し付け合い」が発生してしまうおそれがあることにご留意いただきたい。

- ・ 高齢・障害・子ども・生活困窮を始めとした各分野の支援の相互の重なり合いが重要であること
- ・ アウトリーチ、相談支援、参加支援といった一連の支援の相互の重なり合いが重要であること
- ・ 各福祉制度と、住民主体の地域活動等との相互の重なり合いが重要であること

（３）事業のデザイン

重層事業は、（１）及び（２）のような観点を踏まえた上で、地域の実情に応じた事業設計を行うことが重要である。したがって、他地域の先進事例等を単純に取り入れるのではなく、以下のような観点から、市町村が主体的に事業を「デザイン」することが必要である。

- ・ 庁内の体制を分析した上で、個別支援において連携・協働していくためにどのような組織づくりが必要なのか
- ・ 「わがまち」の強みや、今後活かせるような社会資源等を把握した上で、それらを組み合わせることでのどのような取組が可能か